

滋 環 審 第 2 4 9 号
令和2年(2020年)3月27日

滋賀県環境影響評価審査会委員 各位

滋賀県環境影響評価審査会事務局

湖北広域行政事務センター新一般廃棄物処理施設整備事業に係る
環境影響評価方法書に対する意見照会について(依頼)

平素は、本県の環境行政の推進に御理解、御協力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、標記方法書に係る環境影響評価審査会については、令和2年3月30日に2回目の審査会を開催する予定としていたところですが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止等を図る観点から、会議の開催は行わず、送付させていただいた書面により御意見をいただき、審査会意見のとりまとめを行うこととさせていただきます。

つきましては、別紙1(議題)について御審査いただくとともに、別紙2(回答様式)により令和2年4月3日(金)までに御回答いただきますようお願いいたします。

なお、議題2については、いただいた意見に対する事業者の見解を速やかにお示しするとともに、修正した審査会意見(案)に対して改めて御意見をお伺いする予定です。

湖北広域行政事務センター新一般廃棄物処理施設整備事業に係る
環境影響評価方法書に対する意見照会について

議題

1 審査会意見の取りまとめについて

- ・ 今回の審査を踏まえ、標記方法書に対する審査会意見を形成する必要があります。
- ・ 滋賀県環境影響評価審査会の委員は、令和2年3月1日に改選されました。(別添1)
- ・ 滋賀県環境影響評価条例施行規則第40条では、「審査会に会長および副会長各1人を置き、委員の互選によって定める」と規定されており、現在、審査会意見を取りまとめる会長が不在の状況です。
- ・ そこで、今回限りの対応として、改選前に会長を務めていただいた市川委員に今回の審査会意見の取りまとめをお願いしたいと考えています。
- ・ 会長および副会長については、令和2年4月以降に開催される最初の審査会の場で互選により選任いただきたいと思います。

2 標記方法書に対する審査および審査会意見(案)について

- ・ 本議題に係る資料は次のとおりです。

(事業概要等)

資料1-1 事業概要およびこれまでの経緯

資料1-2 施設整備基本計画(案)【概要版】

(各意見に対する事業者の見解)

資料2-1 審査会意見(令和2年1月9日)に対する事業者の見解

資料2-2 長浜市長意見に対する事業者の見解

資料2-3 滋賀県関係所属意見に対する事業者の見解

資料2-4 方法書に係る住民意見に対する事業者の見解

(審査会意見(案))

資料3 滋賀県環境影響評価審査会意見(案)

- ・ 資料1-2のp.2に新施設における廃棄物処理フローが示され、新たにバイオガス化施設の設置が検討されています。また、p.3には公害防止基準等が示されています。バイオガス化施設の規模や、施設全体の配置等については、現時点では未定です。
- ・ 上記の点および次の①から③の観点から、審査会意見(案)を作成しています。
 - ① 環境への影響回避や住民とのコミュニケーションの促進等の環境影響評価の趣旨を踏まえた意見を付しています。【1(1)、(3)、(4)】
 - ② 環境影響評価の対象事業(焼却施設の整備)を含む施設の一体的な整備が行われることを踏まえた予測および評価を行うことについて意見を付しています。【1(2)】
 - ③ 前回審査会で出された意見を踏まえ、予測および評価に当たり、特に留意すべきと考えられることについて意見を付しています。【2(1)、(2)、(3)、(4)】

滋賀県環境影響評価審査会 委員名簿

別添1

(令和2年3月1日～令和5年2月28日)

委員名	主な職場	専門分野
いちかわ よういち 市川 陽一	龍谷大学理工学部教授	大気 温室効果ガス 放射性物質
えとう やよい 江藤 弥生	野洲市歴史民俗博物館 市史専門調査員	伝承文化
そうだ さとし 惣田 訓	立命館大学理工学部教授	水質
なかい ひとし 中井 均	滋賀県立大学人間文化学部教授	文化財
のろ ゆういち 野呂 雄一	三重大学教養教育院教授	騒音・振動
はた さよこ 畠 佐代子	滋賀県立大学環境科学部非常勤講師	動物 生態系
はやし みちこ 林 倫子	関西大学環境都市工学部都市システム工 学科准教授	景観
ひらやま きみこ 平山 貴美子	京都府立大学大学院生命環境科学研究科 准教授	植物
ほり ともはる 堀 智晴	京都大学防災研究所水資源環境研究セン ター教授	水質（防災）
まつし ゆうき 松四 雄騎	京都大学防災研究所地盤災害研究部門准 教授	地形・地質
みずはら しんじ 水原 詞治	龍谷大学理工学部講師	廃棄物
みながわ あきこ 皆川 明子	滋賀県立大学環境科学部准教授	動物(水生生物) 人と自然との触れ合い の場

五十音順。敬称略。

湖北広域行政事務センター新一般廃棄物処理施設整備事業に係る
環境影響評価方法書の書面審査（議題）に対する意見

委員名： _____

議題1 市川委員に本件の審査会意見を取りまとめていただくことについて

同意する 同意しない

議題2 方法書に対する審査および審査会意見の取りまとめについて

(1) 方法書に対する意見

意見の内容

※ 行が不足する場合は追加してください。

※ 原則として、いただいた意見の原文のまま事業者に示し、回答を求める予定です。

(2) 審査会意見（案）に対する意見

意見の内容

※ 行が不足する場合は追加してください。

※ 加筆、修正等については、できるだけ文案の御提示をお願いします。

※ 上記欄によらず、審査会意見（案）のワードファイルを見え消しで修正していただいたものを御提出いただくなどの方法でも構いません。

事業概要およびこれまでの経緯（廃棄物焼却施設）

1 事業概要

- | | |
|--------------|----------------------------|
| (1) 事業名 | 湖北広域行政事務センター新一般廃棄物処理施設整備事業 |
| (2) 事業者 | 湖北広域行政事務センター 管理者 若林正道 |
| (3) 事業内容 | 一般廃棄物焼却施設の設置 |
| (4) 事業規模 | 処理能力 145 トン／日（※1） |
| (5) 対象事業実施区域 | 滋賀県長浜市木尾町字込田 |

（※1）処理能力が4トン／時間以上のため、滋賀県環境影響評価条例の対象事業（別表第6号）に該当。

2 手続きの経緯等

(1) 配慮書

- | | |
|-----------|----------------------|
| ・送付 | 令和元年8月6日 |
| ・公告・縦覧 | 令和元年8月6日～9月5日 |
| ・住民意見の受付 | 令和元年8月6日～9月5日 |
| ・審査会（1回目） | 令和元年8月20日 |
| ・審査会（2回目） | 令和元年11月25日（現地視察を含む。） |
| ・知事意見 | 令和元年12月5日 |

(2) 方法書

- | | |
|-----------|------------------------|
| ・送付 | 令和元年12月17日 |
| ・公告・縦覧 | 令和元年12月17日～令和2年1月16日 |
| ・住民意見の受付 | 令和元年12月17日～令和2年1月31日 |
| ・審査会（1回目） | 令和2年1月9日 |
| ・説明会 | 令和2年1月11日 |
| ・審査会（2回目） | <u>令和2年3月27日（意見照会）</u> |

(3) 縦覧場所

- ・滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室（大津市京町四丁目1番1号）
- ・滋賀県湖北環境事務所（長浜市平方町1152-2）
- ・長浜市市民生活部環境保全課（長浜市八幡東町632）
- ・長浜市浅井支所（長浜市内保町2490-1）
- ・米原市経済環境部環境保全課（米原市春照490-1）
- ・湖北広域行政事務センター事務局（長浜市八幡中山町200番地）
- ・湖北広域行政事務センターwebサイト(<http://www.kohoku-kouiki.jp/>)

計画策定の趣旨

令和2年 月

本計画は、湖北広域行政事務センター（以下、センターという。）が整備を予定している新一般廃棄物処理施設（熱回収施設、リサイクル施設及び汚泥再生処理センター）（以下「新施設」という。）について、基本条件の設定を行い、環境保全対策、エネルギー利用計画、財政計画・整備計画、その他施設整備に係る項目などについて取りまとめた施設整備基本計画として策定するものです。なお、本計画策定は「湖北広域行政事務センター施設整備に関する基本方針（平成28年3月改定）」で定めた基本概念（コンセプト）に基づき行うものです。

新施設の基本概念(コンセプト)

新施設は5つの基本概念（コンセプト）を実現できる施設を目指します。

- 環境保全に配慮した安心な施設
- 安全で安定的な稼働ができる施設
- 循環型社会形成に貢献できる施設
- 市民に親しまれる施設
- 経済性に配慮した施設

新施設の概要

■ 事業計画地

長浜市木尾町字込田（敷地面積：3.47ha）

■ 新たに整備する施設

整備する施設は下記のとおり、熱回収施設、リサイクル施設、汚泥再生処理センター等を同一敷地に一括事業として整備を行います。

特に、熱回収施設については、処理方式の比較評価の結果を踏まえてごみ種類組成に応じたエネルギー回収ができるバイオガス化施設を併設することとし、CO₂の大幅削減の実現を目指します。

● 熱回収施設

焼却施設

可燃ごみや可燃性粗大ごみ等を焼却処理し、発電・余熱の回収を行う施設

バイオガス化施設

可燃ごみ中に含まれる生ごみ・紙類等をメタン発酵により適正に処理する施設
メタンガス回収による発電等有効利用を図る施設

● リサイクル施設

不燃ごみ・粗大ごみの破砕・選別、有価物を回収する施設

● 汚泥再生処理センター

し尿や浄化槽汚泥を汚泥分と水分に分離し、排水を基準値以下まで希釈等により処理して下水道へ放流する施設。

処理工程で発生した汚泥を焼却施設で利用できるように助燃剤化する施設。

● その他の施設

ストックヤード、管理棟、計量棟、動物焼却炉等

■ 施設規模

熱回収施設（焼却施設）規模	：145t/日（72.5t/日×2炉）
（バイオガス化施設）規模	：バイオガス化施設を併設し、ごみ質に適した処理規模の構築を図ります。
リサイクル施設規模	：22t/日（ストックヤード：1,134 t/年）
汚泥再生処理センター規模	：49kL/日

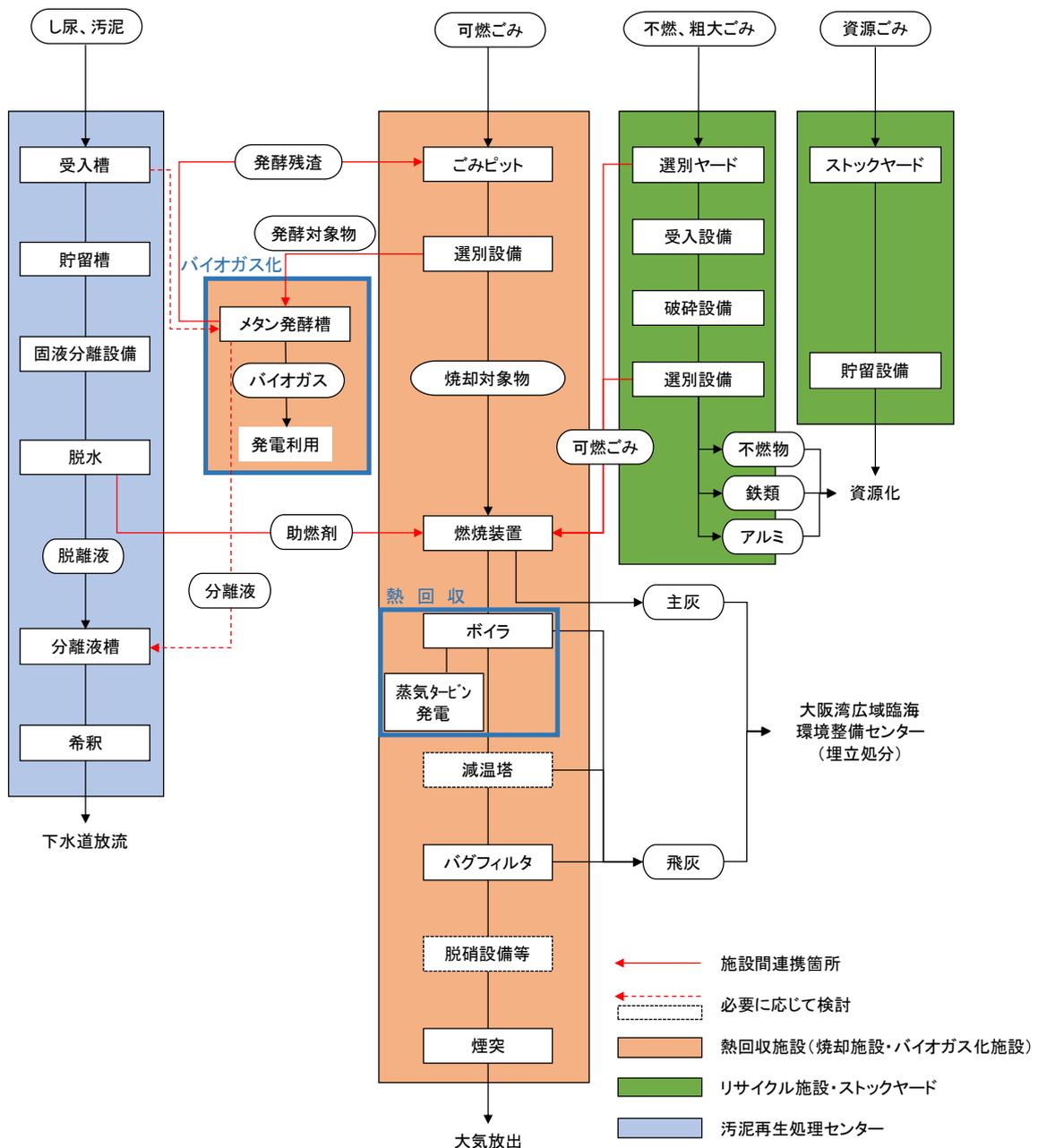
※上記規模は、一般廃棄物処理基本計画（令和2年1月改定）の目標数値を基に算出しています。なお、今後の人口推計予測やごみ量推移予測等の最新データを基に算出を行うため、変更となる場合があります。

新施設の特長

新施設の主な特長は以下のとおりです。

- 新施設は、最新の技術を導入し、周辺はもとより、地域全体の環境保全に十分配慮した整備を行います。
- 熱回収施設はバイオガス化施設を併設することにより、生ごみ等を発酵させ、メタンガスとしてより効率よくエネルギーを回収し、最大限の発電を得ることで、CO₂の大幅な削減に繋げ、環境負荷の低減に向けた施設を整備します。
- 熱回収施設から得られた発電は、各施設内電力として使用。電力の余剰分は、売電により得られる収益を運営費に充当、他の公共施設等へ供給、非常時の電力供給など、次の世代へつなげる利活用を考慮した整備とします。なお、余剰電力量は、約3,400世帯分（年間）の電力を見込んでいます。
- 国が推進する廃棄物系バイオマスの利活用を行うことで、施設整備費に係る環境省の循環型社会形成推進交付金において優遇措置（交付率1/2）が適用され、より有効な財政支援を受けることが可能になります。
- 一極集中（同一敷地内）による整備において、一般廃棄物（ごみ、し尿等）を施設間で連携した総合的な処理ができるシステムの構築により、効率的な施設整備運営を図りコスト削減に努めます。（下図の処理フローを参照）

新施設の処理フロー



新施設の公害防止基準

■ 排ガス

焼却施設の排ガスに関する公害防止基準のうち、ばいじん、塩化水素、硫酸化物、窒素酸化物については、現有施設（クリスタルプラザ）においても大気汚染防止法の排出基準を大幅に下回る公害防止基準としており、ダイオキシン類については、ダイオキシン類対策特別措置法の排出基準を遵守しています。新施設では、現有施設（クリスタルプラザ）よりも厳しい基準であり、かつ近年整備された焼却施設と同等または厳しい基準とします。

項目	新施設の 公害防止基準	現有施設の 公害防止基準	近年の公害防止基準の 平均値	新施設の 法令基準
ばいじん	0.01g/m ³ _N 以下	0.02g/m ³ _N 以下 ※法排出基準は 0.15g/m ³ _N 以下	0.01g/m ³ _N	0.08g/m ³ _N 以下
塩化水素	30ppm以下	100ppm以下	44ppm	700mg/m ³ _N 以下 ※酸素12%において 430ppm以下
硫酸化物	30ppm以下	50ppm以下 (K値14.5以下)	30ppm	K値14.5以下 約3,300ppm以下相当)
窒素酸化物	50ppm以下	125ppm以下	62ppm	250ppm以下
ダイオキシン類	0.1ng-TEQ/m ³ _N 以下	0.1ng-TEQ/m ³ _N 以下 ※法排出基準は 5ng-TEQ/m ³ _N 以下	0.1ng-TEQ/m ³ _N	1ng-TEQ/m ³ _N 以下 ※ガイドラインは 0.1ng-TEQ/m ³ _N 以下
一酸化炭素	30ppm以下 (4時間平均)	100ppm以下 (1時間平均)	-	30ppm以下 (4時間平均)
水銀	30μg/m ³ _N 以下	-	46μg/m ³ _N	30μg/m ³ _N 以下

■ 水 質

施設排水は施設内で処理、または下水道法及び長浜市条例の基準以下になるよう適正に処理を行ったのち公共下水道へ放流します。生活排水は、下水道法及び長浜市条例の基準以下になるよう適正に処理を行ったのち公共下水道へ放流します。

■ 騒 音

騒音規制の地域類型において、事業計画地は下表の「第2種区域」に該当します。

地域の類型	規制基準			
	朝	昼間	夕	夜間
第1種区域	45dB以下	50dB以下	45dB以下	40dB以下
第2種区域	50dB以下	55dB以下	50dB以下	45dB以下
第3種区域	60dB以下	65dB以下	65dB以下	55dB以下
第4種区域	65dB以下	70dB以下	70dB以下	60dB以下

※朝：午前6時～午前8時 昼間：午前8時～午後6時 夕：午後6時～午後10時 夜間：午後10時～翌日午前6時

■ 振 動

振動規制の地域類型において、事業計画地は下表の「第1種区域」に該当します。

地域の類型	規制基準	
	昼間	夜間
第1種区域	60dB以下	55dB以下
第2種区域	1 65dB以下	60dB以下
	2 70dB以下	65dB以下

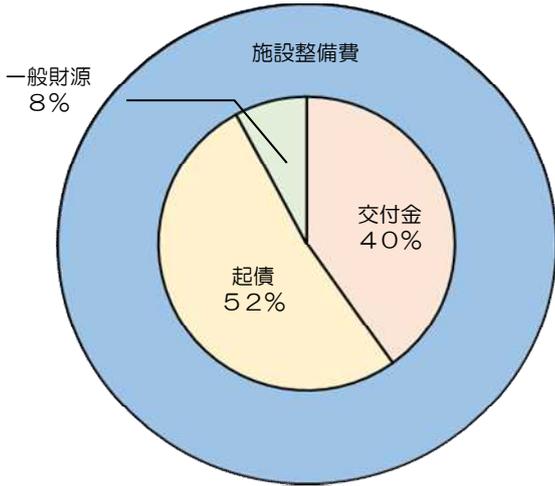
※昼間：午前8時～午後7時 夜間：午後7時～翌日午前8時

■ 悪 臭

事業計画地は悪臭防止法に基づく規制地域に該当するため、同法に定める規制基準を満たすように処理します。

概算事業費

近年の受注実績やプラントメーカーへの技術調査等を踏まえて、新施設の概算事業費（施設整備費）を算出すると以下のような見込みです。



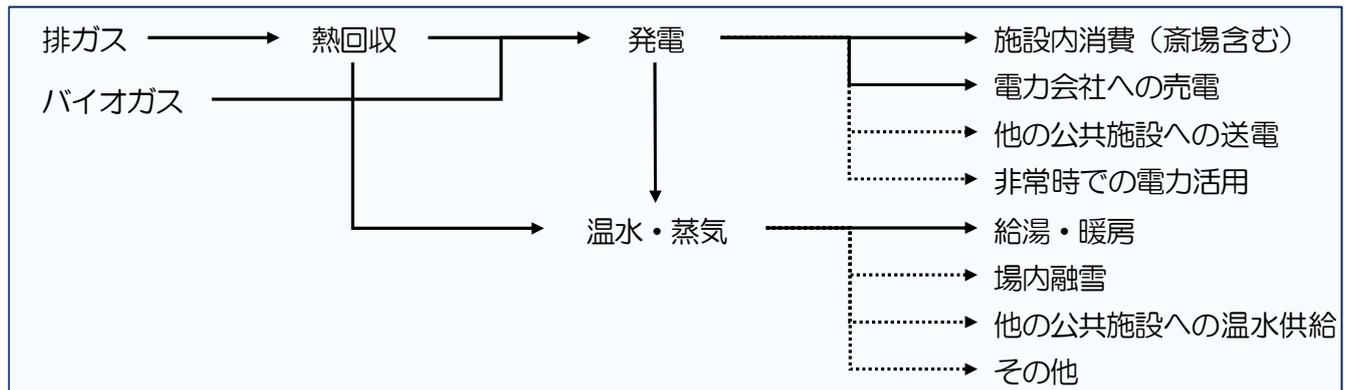
項目	費用（税込）
施設整備費	約287～323億円
交付金	約116～130億円
起債	約149～168億円
一般財源	約22～25億円

※ 運営費については、施設整備費の約70～80%を想定しています。なお、運営期間には他都市事例において採用の多い20年を考えています。

なお、概算事業費は、現段階の調査結果であるため、実際の予定価格や落札価格は、今後の社会情勢や経済情勢の変化、施設内容や運営の詳細仕様等によって変わることを想定しています。

エネルギー利用計画

新施設のごみ焼却により発生する熱及びバイオガスは、主に発電に利用します。電力は施設内（隣接の斎場含む）での利用を優先し、余剰電力分は売電を基本とします。また発電以外にも、温水や蒸気等を積極的に活用します。



施設整備事業スケジュール

熱回収施設を令和10年度に供用開始できるように、各項目を順次進めて行きます。

項目		年度								
		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	
施設基本設計		■								
環境影響評価		■								
都市計画決定		■								
事業者選定			■							
実施設計・建設工事	熱回収施設				■ (実施設計)			■ (建設工事)		■ (試運転)
	リサイクル施設				■ (実施設計)			■ (建設工事)		■ (試運転)
	汚泥再生処理				■ (実施設計)		■ (建設工事)	■ (試運転)		

※ 施設の整備スケジュールは、状況により変更となる場合があります。

湖北広域行政事務センター新一般廃棄物処理施設整備事業に係る環境影響評価方法書
 審査会意見(令和2年1月9日)に対する事業者の見解

資料 2 - 1

番号	項目	審査会意見の内容	意見に対する事業者の見解
1	事業計画	<p>評価書段階で煙突高さが決まっていないのは聞いたことがない。きちんと排ガス対策を講じれば実際ほとんど心配ないとはいえ、排ガスは焼却施設について住民の方が一番気にされることであり、その部分はしっかり示すべきである。先ほどの現地拡散実験についても、何メートルの高さからトレーサガスを放出するか決められないのではないか。</p> <p>影響が大きくなるほうで評価するという考えのもとで実施されようとしているが、アセスの1つの観点として、実行可能な範囲内で最大限の努力をして環境影響を低減するということもある。事業者の努力によって負荷が低減された排出諸元を設定するなど姿勢を見直すべきである。</p>	<p>煙突高さについては、配慮書における予測・評価の結果を踏まえるとともに、同程度の規模の焼却施設における採用実績も考慮し、59mの計画としました。</p> <p>なお、現地拡散実験でのクレーン高さは、当該煙突高さを踏まえ、59m付近に設定します。</p>
2	項目選定	<p>水質に関して、全て処理水は下水道放流となり、雨水以外は放流しないため影響はないと記載されているが、大気降下物が雨水で流されて河川へ流入し、水質が変化することも経路としてはありうる。また、搬入トラックのタイヤの汚れ等による付加も考えられる。</p> <p>大気質は十分コントロールされることから大きな影響はないという考えと思うが、施設から出る大気質や車についた泥や粉じん等による負荷は小さいと考えられることの説明をしておいたほうがよい。</p>	<p>配慮書における大気質の予測結果によると、施設からの寄与濃度は現状の大気質濃度に比して十分低いレベルであることから、大気降下物が水質に及ぼす影響は極めて小さいと考えています。</p> <p>また、場内清掃を適切に行うことなどにより、搬入トラックのタイヤの汚れ等が水質に及ぼす影響は極めて小さいと考えています。</p> <p>今後作成する準備書においては、これらを項目の非選定理由に追記します。</p>
3	項目選定	<p>項目選定表に、放射性物質が抜けているため表に追加すべき。</p>	<p>放射性物質を含む廃棄物の受入れは想定していないため、放射性物質を環境影響評価項目として選定する必要はないと考えています。</p> <p>今後作成する準備書において放射性物質の項目を項目選定表に追加したうえで、上記の非選定理由も記載します。</p>
4	大気質	<p>現地拡散実験について、トレーサーガスはどのような物質を使用するのか。</p>	<p>拡散実験でよく使用されるPMCH(パーフルオロメチルシクロヘキサン)を使用します。</p> <p>なお、温室効果ガス等の影響も考慮し、できるだけ微量で分析精度を高めるよう努めます。</p>

番号	項目	審査会意見の内容	意見に対する事業者の見解
5	大気質	何のために現地拡散実験を行うのか明確でないように思われる。地形の影響を調べるのが重要と思うが、西風の時に、ガスを捕集する装置を東側の山に設置することができるのか。	<p>本事業では、最新の排ガス処理設備を導入するとともに、焼却炉の適切な運転管理を行い、法規制値よりさらに低い環境保全目標値を遵守して、煙突から排出される大気汚染物質による周辺環境への影響を低減することなどより、排ガスによる森林や植物の生育等に与える直接的影響はないと考えています。</p> <p>現地拡散実験は、地形による排ガス拡散への影響を把握するために行うものですが、人の生活への影響をできるだけ精度よく検証することを目的に実施することで考えています。したがって、物理的にサンプリング機器の設置が難しく、かつ、人家がない山の斜面は調査対象としない方針です。なお、濃度分布把握の精度をできるだけ高めるため、サンプリング機器の設置箇所は柔軟に移動させながら、2km範囲の風下側において、データ数が30か所確保できるように配置します。</p>
6		硫黄酸化物や粒子状物質等が東側の山や森林に沈着することについては想定する必要がないと考えているのか。	<p>現地での気象観測データによると、年間では北西～西の風が多く、冬は季節風の影響で西風の発生割合が、夏は南東～南にかけた方向からの風が冬に比べ多くなっています。季節による風向特性や周辺集落分布方向等を踏まえ、できるだけ多数の風向がカバーできるように実験ケースを選択する方針です。特に、北寄りの風向時には、山を越えた南側集落エリアにもサンプリング地点を配置する方針です。また、拡散状態については、風向のほか風速や安定度の状態によっても変わってくるため、影響が特に大きくなるような気象条件（風速が弱く大気が不安定な状態など）に主眼を置いて実験ケースを選択する方針です。</p>
7		排ガス対策をしっかりとやれば大きな問題はないと考えられるので、拡散パラメータの補正は補助的なものと取り扱うことでも差し支えないと考えられる。全方位計測しなくても、主要な方位のみ結果を得ることとしてもよいが、その場合は結果を論理的に扱う必要がある。	<p>今後の準備書作成段階における拡散予測において、現地拡散実験の結果を適用するにあたっては、適用風向等に十分留意して検討を行います。また、国土地理院地図のメッシュ標高データを活用し、山の斜面部も含め、一定の既存知見に基づく地形起伏を考慮した平面的な予測を行います。</p>
8	大気質	資料3の26ページに記載の調査期間がわかりにくい、どのように調査するのか。	<p>硫黄酸化物、窒素酸化物、浮遊粒子物質は自動計測で、1時間ごとの連続観測を行います。ダイオキシンについては、1週間で1検体の分析を、塩化水素・水銀については1日1検体(7検体/季)の分析を行います。</p> <p>なお、調査項目ごとの調査期間等の詳細は、今後作成する準備書に記載します。</p>

番号	項目	審査会意見の内容	意見に対する事業者の見解
9	大気質	SO ₂ をなぜ湿式測定器、溶液導電率法で測定するのか。	環境基準の測定方法で定められている方法の範囲で、調達機材の確保の観点を含めて測定方法は選択しています。
10	水質	<p>土壌についてはダイオキシン類のみの調査とされているが、これまで水田として利用されてきた土地を改変することにより、シルト分とともに、重金属や蓄積した肥料分が流出することが考えられる。改変場所の土壌が持つポテンシャルを把握するという観点からも現況調査を実施してはどうか。</p> <p>また、水質について、水生生物のことも考えて、全亜鉛についても調査されてはどうか。</p>	<p>土壌汚染については、対象事業実施区域内の代表地点の土壌(1箇所)を対象に、土壌汚染対策法に係る特定有害物質のうちの重金属類(第2種特定有害物質)、農業への影響の観点でリン・窒素、および水生生物への影響の観点での全亜鉛を対象に追加調査を検討します。なお、分析対象とする土壌試料は、本事業により掘削可能性のある深度内に分布する主要な地質区分を網羅するようにサンプリングしたうえで、当該混合試料の分析(1検体)を検討します。</p> <p>また、水質調査については、リン・窒素・全亜鉛の追加調査を検討します。</p>
11	水質	水質の濁りを調査することについて、すでに盛り土されている状況で現況調査を行い、例えばその結果に裸地の面積と雨量強度から想定される流出量を加えると過剰な予測になると考えられる。どのような予測を行う予定なのか。	<p>区域内は現状で既に裸地になっているため、基本的には、現状より降雨時の水質が悪化する可能性は低いと考えています。一方、ごみピットの設置のため、一定の深さの掘削を行いますが、その際に地下水の湧出等が生じることが考えられ、その排水の濁水処理・放流等による新たな負荷が生じる可能性はあると考えています。</p> <p>当該負荷分が小さいと判断される場合には、沈砂池等がない現状よりは濁水の流出濃度は低減するであろうという定性的評価をする方法もあると考えられますが、工事計画・調査結果を踏まえたうえで、今後の準備書作成段階で予測方法等の詳細は検討したいと考えています。</p>
12	水質	水質調査を無降雨時に実施するのはなぜか。	無降雨時の水質調査は、将来周辺河川で水質悪化が生じた場合等に留意し、施設稼働前の比較データ取得を目的に実施するものです。
13	景観	<p>景観について、配慮書と比べて国道や文化財、指摘した景観計画への対応等が考慮されており、良いと思う。</p> <p>フォトモンタージュは計7地点で作成するということか。</p>	フォトモンタージュ作成は計7地点を対象とする方針です。

番号	項目	審査会意見の内容	意見に対する事業者の見解
14	景観	<p>フォトモンタージュの作成に当たっては、施設の規模、色彩や煙突高さ等のボリューム感、特に近傍からの景観では外構部分の植栽などが関わってくると思うが、どこまで実際に近いフォトモンタージュを作成することができる見込みか。</p>	<p>煙突等のデザインや色彩等については、プラントメーカーからの提案も受けるため、詳細は、事業者が確定するまで決まりません。</p> <p>フォトモンタージュ作成に当たっては、メーカーヒアリング等により、建物サイズ、建物高さ等安全側に留意し適切に想定します。また、色彩や植栽等については、準備書段階での調査および予測結果を踏まえ、景観への影響を回避または低減するために必要な措置を検討する方針で考えています。</p>
15	景観	<p>建物の配置レイアウト等については、準備書段階で決まるのか。</p>	<p>本事業は、し尿処理施設等の関連施設を含めた一括発注を考えているため、最終的な配置レイアウトの詳細は、準備書段階では決まりません。</p> <p>環境影響評価にあたっては、施設整備基本計画で検討した基本的な配置計画およびメーカーヒアリング等を踏まえ、フォトモンタージュを作成する方針です。</p>
16	景観 ・ 文化財	<p>文化財の予測方法について、技術ガイドを参照して、内部から見る風景やアクセス特性の変化などを入れていただいているが、どのあたりまでの文化財を具体的に想定しているのか。近くにある登り窯や古墳群をイメージしているのか。</p> <p>また、1km圏内だけでなく1km圏外でも、例えばお寺から見た借景としての利用があり得るので、そういう観点も考慮していただきたい。</p> <p>文化財に関しては、古墳は埋葬場所であることなど、風景だけでなく雰囲気や大事どころもあると思うので、そういう観点をなるべく汲み取った予測方法について検討いただければと思う。</p>	<p>文化財の場所からの景観的な観点の検討は、施設の視認性が比較的高い1km圏内に分布する指定文化財を対象とすることを基本に考えており、ご指摘の通り、当該範囲内に位置する登り窯や古墳等を調査対象とします。</p> <p>なお、本施設の位置は山合いに囲まれているため、対象事業実施区域方向の視認性が良いのは北側～西側方向の場所に限られ、また、内部から周囲の視認性の良いお寺や庭園等の文化財はありません。</p>
17	景観 ・ 文化財	<p>最初に斎場工事で土地改変されているが、これらの施設を建設する計画が最初に出たときの地域住民の反応や意見はどうであったか。</p>	<p>地元住民への説明会において、斎場建設に反対の意見はありませんでした。</p>
18	温室効果ガス	<p>温室効果ガスについて、排熱を発電等に利用しようとしているため、それによる温室効果ガスの削減といったプラスの評価についても準備書ではまとめていただきたい。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、本事業による温室効果ガスの削減効果について、準備書段階で検討していきます。</p>

湖北広域行政事務センター 新一般廃棄物処理施設整備事業に係る環境影響評価方法書
長浜市長意見に対する事業者の見解

資料 2 - 2

番号	項目	長浜市長意見の内容	意見に対する事業者の見解
1	水および大気環境に対する影響	事業実施想定区域周辺の水及び大気環境への影響を最小限のものとするよう計画すること。	<p>水環境への影響については、新施設から出る雨水以外の処理水等は、施設内利用または下水道放流する計画であるため、水質汚濁等の影響はありません。また、工事中の濁水等を防止するため、沈砂池等を設置し下流への影響を低減します。</p> <p>大気環境への影響については、最新の排ガス処理設備を導入するとともに、焼却炉の適切な運転管理を行い、法規制値よりさらに低い環境保全目標値を遵守して、煙突から排出される大気汚染物質による周辺環境への影響を低減するよう計画します。</p>
2	浸水による影響	長浜市総合防災マップの浸水予測等を考慮して、浸水による影響がないように計画すること。	対象事業実施区域は長浜市総合防災マップ(地先の安全度マップ)において、浸水予想2.0m～3.0m未満の区域となっています。本事業においては、盛土による約3mの嵩上げを行うほか、施設内に配置する設備機器等の浸水対策も検討し、浸水による影響を受けることが無いように計画していきます。
3	車両による影響	廃棄物搬入車両による騒音・振動の影響については、対象事業実施区域で別の施設も建設予定であることから、総合的な施設として調査、予測および評価すること。	廃棄物搬入車両による騒音・振動の影響の予測では、対象事業実施区域において焼却施設と合わせて整備されるリサイクル施設および污泥再生処理センター、ならびに隣接敷地に整備される斎場を利用する関係車両を含めた複合的な影響についても考慮し、適切に調査、予測および評価を行います。

湖北広域行政事務センター 新一般廃棄物処理施設整備事業に係る環境影響評価方法書
滋賀県関係所属意見に対する事業者の見解

資料 2 - 3

番号	項目	滋賀県関係所属意見の内容	意見に対する事業者の見解
1	全体	施設の配置によって、環境への影響が変わる場合もあるため、評価を行うにあたり留意されたい。	環境影響評価にあたっては、施設整備基本計画で検討した基本的な配置計画およびメーカヒアリング等を踏まえ、適切に影響の予測および評価を行っていきます。
2	文化財	事業予定地には、周知の埋蔵文化財包蔵地は所在しておりせんが、木尾城遺跡、城山古墳群の近接地であるため、不時発見等のおそれがあります。つきましては埋蔵文化財の取り扱いについて、事前に長浜市市民協働部 歴史遺産課と協議してください。	埋蔵文化財については、文化財保護法等に基づく手続きに従って、長浜市の市民協働部歴史遺産課と既に協議しており、事業実施区域は遺跡の範囲外である旨の回答を得ております。また、今後の掘削工事等で、埋蔵文化財が出現した場合には、関係機関となる長浜市教育委員会と協議を行うこととしております。
3	生物多様性等	県では、「自然との共生」を県政推進の基本理念の1つとして新しい県土づくりを進めていますので、できるだけ多くの緑地を設けるなど緑化や景観面など自然環境の保全に十分配慮願います。また、新たに導入する樹木等は、郷土樹種を主体とするとともに、野鳥の食餌樹木も植栽することについて検討するよう努めてください。	自然環境の保全に配慮した緑地の確保や植栽樹種については、ご意見に留意して検討していきます。

番号	項目	滋賀県関係所属意見の内容	意見に対する事業者の見解
4	その他	<p>すでに計画段階配慮書に対する意見において回答したとおり、事業実施区域付近の河川およびその河口周辺の琵琶湖には、水産資源保護法に基づく保護水面が指定されているほか、下記のとおり、当環境影響評価方法書(ページ3-90)に記載された以外にも漁業法に基づく漁業権漁業、滋賀県漁業調整規則に基づく許可漁業等が営まれています。事業実施にあたって濁水が発生し河川に流出した場合には、漁業対象魚種の琵琶湖や河川下流域から上流域への遡上を阻害したり、河川内での生育に悪影響を及ぼす虞もあることから、調査、予測および評価の実施にあたっては、事業実施区域周辺やその下流域のみならず、上流域も含めた影響についても十分配慮いただくよう、お願いします。</p> <p>また、実地調査により水産動植物を採捕する場合は、滋賀県漁業調整規則に基づく特別採捕保許可が必要であり、事前に水産課(漁政係)に手続きについて問い合わせてください。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ul style="list-style-type: none"> ・許可漁業 <ul style="list-style-type: none"> 河川内 追いさで網漁業(田川)、四手網漁業(姉川)、やな漁業(第1号姉川、第2号田川) 姉川・田川河口周辺琵琶湖 刺網漁業、沖曳き網漁業、沖すくい網漁業、追いさで網漁業等 ・漁業権漁業 <ul style="list-style-type: none"> 河川内 第2種共同漁業権 共第202号やな四手網漁業(姉川) 共第203号やな漁業(高時川) 第5種共同漁業権 内共第10号あゆ等漁業(姉川上流) 内共第11号あゆ等漁業(草野川) 内共第12号あゆ等漁業(高時川中流・支流杉野川) 内共第13号あゆ等漁業(高時川支流杉野川) 内共第14号あゆ等漁業(高時川上流) 姉川・田川河口周辺琵琶湖 第2種共同漁業権 共第157号えり漁業(南浜地先) 共第158号えり漁業(南浜地先) 共第159号えり漁業(南浜地先) 共第161号えり漁業(下八木、八木浜地先) <p>注) 環境影響評価方法書(ページ3-90)に記載のものを含みます。その他、自由漁業が営まれている可能性があります。漁業制度等の詳細については水産課(漁政係)に問い合わせください。</p>	<p>計画段階環境配慮書に係るご意見を踏まえ、水質(水の濁り)を環境影響評価項目として選定しました。</p> <p>今後の準備書作成にあたっては、降雨時の濁水等による雨水放流先河川の水質へ与える影響を調査、予測するとともに、その結果を踏まえ、沈砂池の設置等の適切な濁水対策を検討し、放流先河川における水生生物や魚類等の生息環境や上下流の移動に与える影響の低減に努めていきます。なお、新施設から出る雨水以外の処理水等は、施設内利用または下水道放流する計画のため、水質汚染等の影響はありません。</p> <p>また、現況調査において水産動植物を採捕するにあたっては、事前に水産課(漁政係)に確認を行い、滋賀県漁業調整規則に基づく特別採捕保許可申請を適切に行います。</p> <p>(参考)</p> <ul style="list-style-type: none"> 許可漁業 漁業者個人や漁業協同組合等が、特定の漁業の方法について知事から許可を受けて営む漁業。 漁業権 漁業権のうち、共同漁業権の場合は、漁業協同組合またはその連合会が知事から免許されるもので、一定の区域において行使者である組合員がその内容たる漁業を営む権利。漁業権は物権に順じた権利で妨害予防・妨害排除請求権を有するもの。権利を侵害した者には親告により漁業権侵害罪が適用される場合がある。

環境影響評価方法書に対する住民意見に対する事業者の見解

意見分類		住民意見の内容	意見に対する事業者の見解(対応方針)
2.2対象事業の内容	対象事業実施区域の検討経緯	木尾町に決まることになった際の、候補地選定の相対比較項目による評価では、住居や施設(周辺諸施設)との距離が、たった300m~100mかどうかで評価されているのは何故か。発掘調査がされてなくてもA評価であり、軟弱地盤や土砂災害の観点でもA評価なのはなぜか。	新施設建設候補地選定にあたっては、学識経験者、地域住民代表者、公募委員などからなる候補地選定委員会で、審査基準の決定および候補地の評価を行っていただきました。 審査については、既存資料等により、候補地選定委員会で現地確認を踏まえて、審議を行いました。なお、評価基準などの詳細については、「湖北広域行政事務センター新施設候補地選定評価結果報告書(以下、「報告書」という。)」を参照ください。
2.2対象事業の内容	対象事業の概要	琵琶湖をかかえている滋賀県で一番環境に良好な施設となり、住民が安心、安全な生活、暮らしが保証されるよう、未来永劫地域に存在することの役割を肝に銘じて頂きたい。	新施設整備にあたっては、最新の技術を導入し、周辺はもとより地域全体の環境保全に十分配慮し、住民の安心・安全の確保ができるように、職員一丸となって取り組んでいきます。
2.2対象事業の内容	対象事業の概要	河川等では草野川・姉川・田川流域、山野では動植物・野菜・稲作等、自然界への配慮は当然、最先端の科学技術が取り入れられるよう期待している。	
2.2対象事業の内容	施設計画	大気汚染の影響は、煙突の高さによりほんの少しでも差があるのなら、長期間かかれば値も差が出てくるはずである。この土地で作った物を食べ、田畑仕事で外にいる時間が長く、この地で住んでいる者たちのことを考え、景観を優先するのではなく、人の命を優先して高い方にしていきたい。煙突のかさについても、人への影響を考え安全性を重視して考えて欲しい。	煙突高さは、計画段階環境配慮書での評価結果および同程度の規模の焼却施設における採用実績を踏まえ、59mで計画しています。 大気質の影響については、最新の排ガス処理設備の導入を行うとともに焼却炉の適切な焼却管理を行うことで大気質による人の健康への影響が生じることはないと考えています。 なお、煙突の目的は、排ガスを大気中に放出し、拡散の促進を図るものであるため、その効果を阻害してしまう「かさ」の設置は考えられません。
2.2対象事業の内容	施設計画	大路にある段差は、地震でできた断層と言われる見識者もいる。過去に大きな地震があり、被害に会った地域である。 災害時、施設が利用できなくなった場合、どうされるか、対策は検討されているのか。	方法書P.3-38に示した活断層位置図(出典:活断層データベース(産業技術総合研究所Webサイト))のとおり、調査区域には活断層が3箇所分布していますが、対象事業実施区域近傍には分布しておらず、最も近接する活断層も約2km以上離れています。 ごみ焼却施設は、耐久性を備え、災害時にも継続して処理を行うことができるよう、国の基準に基づいた設計とし、外部電源を失った場合でも稼働できるよう、非常用発電機の設置等を計画しています。
2.2対象事業の内容	対象事業の概要	し尿処理施設では、地下水を使われるそうだが、温泉施設も近くにあり、地盤沈下など、水不足も心配である。先に地盤沈下させると言われていたが、それはなぜか。	対象事業実施区域の地盤について、圧密沈下を促進させ地盤の安定を図るためです また、施設稼働時の給水方法は今後検討する予定ですが、地下水を揚水して使用する場合でも、その使用量は限定的と想定されることから、地下水位に与える影響はほとんどないと考えています。
2.2対象事業の内容	施設計画	火葬場の入口が坂の途中にあり雪道や凍結時にはとても危険だと思う。ごみ処理場の出入り口は、住民の安全を優先して、交通の安全な所に作っていただきたい。	斎場(火葬場)の出入口の位置については、道路構造令を充足しており、安全性は確保されていますが、令和2年度に更なる交通安全に係る工事を行います。 ごみ処理施設の出入口は、敷地の北側に計画しており、交通安全に十分配慮した計画とします。

意見分類		住民意見の内容	意見に対する事業者の見解(対応方針)
4.環境影響評価を実施しようとする地域	調査地域	今回は、1.5kmが調査地域としている。新施設建設候補地選定評価結果報告書には、6km周囲には何らかの影響があると書かれていたが、この距離の違いはなぜか。	調査地域は、滋賀県環境影響評価技術指針の規定を踏まえ、方法書P.4-1に示した4つの要件の範囲を包含する範囲として、周辺約1.5kmの範囲を設定しており、調査地域は適切と考えています。 なお、報告書に「6km周囲に何らかの影響がある」等の記載はしていません。
4.環境影響評価を実施しようとする地域	調査地域	調査地域を旧浅井町内全域を調査時範囲に拡大し、再調査を検討する考えはないか。	
6.3.環境影響評価の対象とした環境要素	項目選定	ダイオキシンなどによる田畑の農作物への影響が心配であり、周辺での土壌汚染調査も実施して欲しい。評価項目に土壌汚染(ダイオキシン、水銀等)と水質について選定してほしい。	ごみ焼却施設では、最新の排ガス処理設備を導入するとともに、焼却炉の適切な燃焼管理を行うことで、土壌に与える影響はほとんどないと考えています。 また、施設から発生する施設排水は施設内で処理するなどにより河川放流は行わず、生活排水についても公共下水道へ放流し、公共用水域への有害物質等の流出はないことから、公共用水域の水質に与える影響はほとんどないと考えています。 よって、土壌、水質を評価の対象としていません。
6.5現況調査の実施計画および予測・評価の手法	大気質	大気汚染について、約500m程の所に着地しやすいのなら、その地点の調査と、瓜生、田川方面にも調査地を追加していただきたい。なぜ調査をしないのか。	大気質の調査地点は、施設が稼働していない現状における調査地域の一般環境中の濃度分布を把握するため、対象事業実施区域周辺の4方を対象に、代表的4地点で調査します。この4地点で調査地域の濃度分布の状況を十分に把握できると考えています。 なお、影響予測については、調査地域全体を対象に平面的な濃度分布を予測し、ご指摘の地区における影響の予測結果も示していきます。
6.5現況調査の実施計画および予測・評価の手法	大気質	大気汚染について、24時間でも常に変化している環境なので、調査期間をもっと長くして欲しい。	大気質の調査は、「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」(環境省、平成18年)を踏まえ、年間の季節変動を把握するため四季を対象に調査するほか、各季節において、人の生活サイクルによる変動を把握するため1週間の連続測定を実施します。 この調査時期・期間で調査を行うことにより、調査地域における大気質の状況は十分に把握できると考えられます。
6.5現況調査の実施計画および予測・評価の手法	大気質	今回の調査も大切だが、施設が建った後、煙突から出る煙の量に加え、火葬場からの煙の量も含めてどうなるのかが知りたい。	今後の大気質に係る影響については、現地における気象条件等の調査結果を踏まえ、隣接する斎場の稼働による複合的な影響も考慮した詳細な予測・評価を行います。
6.5現況調査の実施計画および予測・評価の手法	動植物	動物は移動する。動植物の調査範囲が狭すぎると思う。天然記念動物もいる。何十年住んでいても、なかなか見かけない。アナグマやハクビシン、キツネ、タヌキ、トビ、カモシカ、コウノトリ、サンショウウオはいる。住民にも聞き取り調査されてはどうか。工事前には、コウノトリは田んぼに数十匹いたのが、工事後ほとんど見かけなくなった。既に環境は変わってしまっている。工事が始まるまでにすべきではなかったかと思う。特定指定区域の西池もあるので、もっと範囲を広げられてはどうか。	動物・植物の調査範囲は、「面整備事業環境影響評価技術マニュアル」(建設省都市局都市計画課、平成11年)に示される一般的な調査範囲を考慮して、対象事業実施区域周辺200mの範囲を設定しました。 また、行動圏の広い猛禽類(鳥類)の調査範囲については、「猛禽類保護の進め方(改訂版)」(環境省自然環境局野生生物課、平成25年)を参考に、半径1kmの範囲で調査を行います。なお、ご意見における西池は対象事業実施区域より1.5km以上離れており、本事業の実施により、西池における動物・植物の生息・生育環境に与える影響はないと考えています。 調査の実施にあたっては、ご意見でいただいた生物種の調査範囲における存在可能性にも留意し、適確な時期・方法等で調査を実施します。

意見分類		住民意見の内容	意見に対する事業者の見解(対応方針)
6.5現況調査の実施計画および予測・評価の手法	文化財	施設の区域は、埋蔵文化財指定区域ではないとのことだが、周辺には古墳、登りがま、縄文時代の遺跡、城跡などがある。施設ができるまでに、発掘調査をするべきだったのではないか。このまま、杭をたくさん打ちこんで施設を作られたら、もしも遺構があれば壊されてしまう。これから何か出てくれば発掘すると言われていたが、盛り土されており、発掘調査はできないのではないか。	文化財保護法等に基づく手続きに従って、長浜市の関係部署と協議し、対象事業実施区域は指定区域外であり、発掘調査の必要はないとの回答がありました。 なお、今後の掘削工事等で、埋蔵文化財が出現した場合には、関係機関となる長浜市教育委員会と協議を行い、適切な調査および出土した文化財の記録保存を適切に行います。
6.5現況調査の実施計画および予測・評価の手法	文化財	城跡の山が重要文化財指定区域にもかかわらず、けずられている。周辺の文化財(登りがま、古墳、城跡など)は、守っていただけなのか。	本事業の対象事業実施区域は、従来は水田であった平地部であり、本事業の実施による周辺斜面の掘削等は行っておらず、今後についても行いません。
6.6評価手法	健康被害	各調査内容に水質、騒音、大気、汚染等で最大限、健康環境が維持できるよう工夫されたい。	今後実施する現況調査の結果および施設整備の計画を踏まえ、水質、騒音、大気汚染等の影響を予測・評価し、適切な環境保全措置を検討していきます。 なお、影響の予測・評価は、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」である環境基準と比較して行います。
6.6評価手法	健康被害	人への健康被害の調査もしてほしい。喘息、癌、アレルギー、花粉症、免疫不全、白血病、難病、膠原病など、統計をとって、施設が出てからかかったら、何らかの補償してほしい。	
7.その他	1.事後調査	土壌汚染について、施設ができる前と後の経過をずっと調べて、影響がないか追跡調査してほしい。もし、風評被害がでたら、お米や農作物の補償をしてほしい。	本施設の供用後においては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」および「大気汚染防止法」に基づき、煙突排ガス中の大気汚染物質(ばいじん、硫酸化物、塩化水素、窒素酸化物、水銀、ダイオキシン類)濃度の継続的な測定を行います。その他の環境影響評価に係る事業着手後の事後調査については、今後実施する調査、予測・評価の結果を踏まえ、滋賀県環境影響評価技術指針に基づき準備書段階で検討していきます。
7.その他	1.事後調査	動植物への影響調査は、施設が完成した後も定期的に調査していただきたい。	なお、本施設の整備にあたっては、環境に配慮した最新技術を導入するとともに、調査、予測・評価の結果を踏まえ、適切な環境保全措置の検討を行い、周辺環境への影響を防止していきます。合わせて、適切な情報公開を図り、風評被害等が生じることのないよう努めていきます。
7.その他	1.事後調査	振動、騒音、悪臭、車の交通量、排気ガスなどについても、施設ができてからどれだけ変わっていくのか、継続して調査していただきたい。	
7.その他	1.事後調査	施設建設完了後の環境調査の継続をお願いしたい。	

意見分類		住民意見の内容	意見に対する事業者の見解(対応方針)
7.その他	1.事後調査	毎日わかるように、各所にモニタリングポストを設置し、基準値を超えたら警報が鳴るなど、住民にすぐわかる方法を考えて欲しい。	本施設には、計装設備として、煙突排ガスに係る公害防止監視装置(モニタリング装置)を設置する計画です。 なお、センター災害(事故)基本計画で、事故が発生・継続・収束・完了した場合の各段階において、情報公開や周辺住民も含めたマスコミ等への対応(広報)について定めており、情報の混乱防止に配慮しつつ、事故の状況・原因・対応について、早く、正しい情報を公開することを基本に対応していきます。
7.その他	1.調査結果の公表	今回の調査結果を周辺住民にわかりやすく必ず教えていただきたい。	現況調査および予測・評価等の結果は、今後作成する準備書においてとりまとめを行い、方法書と同様に公告・縦覧に供するとともに、住民説明会を開催し、分かりやすくご説明するよう努めていきます。 なお、情報提供においては、動植物保護の観点から重要種の確認場所等の情報を除き、できる限りの公開を行ってまいります。
7.その他	1.調査結果の公表	今後、住民への説明、情報提供をありのまま、隠ぺいなきよう、受けとめていきたいので、どうか周知徹底をお願いしたい。	
7.その他	2.説明会・周知等	1.5km周辺を対象とした初めての住民説明会なのに、数10名しか参加がなかった。滋賀夕刊と広報でのお知らせでは住民に周知できないということだと思う。説明会後の意見提出期限も短すぎる。せめて周辺住民全員に周知できる方法を考えてほしい。住民から要望しないと出前講座はされないようだが、住民の理解を求めるのであれば、施設の方から住民が納得できるまで説明会を開いてもらうべきではないか。木尾町に決まるまでに、説明会をしてほしかった。	住民説明会開催の周知については、全戸に配布される長浜市および米原市の広報(令和2年1月1日号)に掲載しました。さらに、センター、長浜市および米原市のホームページへの掲載、報道機関への情報提供を行い、広く周知に努めましたが、今後の手続きにおける周知については、ご意見も踏まえ、周知方法の強化を検討していきます。 方法書に係る意見書の受付期間は、滋賀県環境影響評価条例等に基づいて縦覧期間1ヵ月に2週間を加えた期間としました。なお、意見書の提出についても、方法書の縦覧開始前の令和元年12月1日号の広報に掲載し、予め周知を行いました。

(案)

湖北広域行政事務センター新一般廃棄物処理施設整備事業に係る
環境影響評価方法書に対する審査会意見

湖北広域行政事務センター新一般廃棄物処理施設整備事業に係る環境影響評価方法書に対する環境保全の見地からの意見については、次のとおりである。

1 全般的事項

- (1) 今後の手続きを進めるに当たっては、周辺の地域住民や農業者、漁業者等に対して積極的な情報提供や説明を行うなど、事業内容を丁寧に周知・説明して理解を得るよう努めること。
- (2) 焼却施設と併せて近傍にリサイクル施設や斎場が整備予定であることを踏まえ、これらによる複合的な影響を含めた調査、予測および評価について検討すること。
- (3) 環境への影響を回避または極力低減するため、環境への影響が大きくなる条件のもと予測および評価を行うだけでなく、負荷が低減された状態の排出諸元を設定するなど実行可能な範囲内で最大限の努力をすることを前提にした予測および評価を行うこと。
- (4) 環境保全措置の検討に当たっては、環境への影響の回避または低減を優先して検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。

2 個別的事項

(1) 大気環境

現地拡散実験で得られた結果を風向や大気安定度等を考慮して整理し、適切に大気質への影響について予測および評価を行うこと。

(2) 水環境および生物環境

これまで水田として利用されてきた土地を改変することで、シルト分とともに重金属や蓄積した肥料分が流出し、水環境および生物環境に影響を与えるおそれがあると考えられる。ついては、土壌および水質の重金属、窒素およびりんの調査を行い、水質や水生生物への影響の予測および評価を検討すること。

(3) 景観

フォトモンタージュの作成に当たっては、施設整備基本計画やプラントメーカーのヒ

アリング等を踏まえ、かつ住民意見等も勘案しつつ、施設の配置等を適切に設定した上で景観への影響について予測および評価を行うこと。

(4) 温室効果ガス

焼却施設で生じる熱を利用した発電を行う予定であり、バイオガス化施設の導入も検討されている。滋賀県の”しがCO₂ネットゼロ”ムーブメントの取組の趣旨も踏まえ、温室効果ガスの削減に向けて最大限取り組むとともに、温室効果ガスの削減効果について予測および評価を行うこと。

滋賀県環境影響評価審査会の運営方針について

滋賀県環境影響評価審査会

第1 運営の方針

- (1) 配慮書（審査する場合、以下同じ）および方法書についてはそれぞれ2回程度、準備書については3回程度の開催とする。ただし、審査の状況等によっては、これら以上となることもある。
- (2) 審査は、以下の順序で進める。なお、各回で質疑応答、意見交換および討議を行う。
 - ア 配慮書段階
 - 1回目-----事業・評価結果等の説明（、現地視察）
 - 2回目-----住民意見、市町長意見を踏まえた意見のとりまとめ
 - イ 方法書段階
 - 1回目-----事業説明（、現地視察）
 - 2回目-----住民意見、市町長意見を踏まえた意見のとりまとめ
 - ウ 準備書段階
 - 1回目-----準備書の説明（方法書の提出後、長期間経過した場合には、再度、現地視察を行うことがある。）
 - 2回目-----要検討事項についての補足説明
 - 3回目-----住民意見、市町長意見を踏まえた意見の取りまとめ
（事案の内容により、もう1回以上審査することもある。）
- (3) 審査に際しては、必要に応じ事業者および調査受託者の説明を求める。
- (4) 滋賀県環境影響評価条例第34条第2項に基づく専門委員は、案件に応じ必要な場合、審査に参加するものとする。
- (5) 審査会意見については、委員全員の意見を集約するものとする。
- (6) 事務局は審査会終了後、議事録を取りまとめる。
- (7) 審査会の会議および議事録等の公開については、別紙1「滋賀県環境影響評価審査会公開要領」による。
- (8) 審査会の開催の周知については、審査会開催案内を作成し、県民活動生活課県民情報室およびインターネット上の県のホームページへの掲載により県民に周知するとともに、報道機関に資料提供を行うものとする。
- (9) 審査会の傍聴については、別紙2「傍聴要領」による。

第2 審査の方針

- (1) 委員は、各自の判断と責任で意見を述べ、審査会としての統一見解として会長が集約する。
- (2) 委員は、専門分野に限定されず、配慮書、方法書および準備書の各図書について総合的な視野から審査する。
- (3) 審査は、各図書の記述内容が環境影響を判断するのに十分であるかどうかの判断を行う。
 - 具体例 ・予測の前提条件が適正か。
 - ・予測手法が適正か。
 - ・論理的であるか。
 - ・住民にも理解される内容か。
- (4) 審査は、環境に与える影響に限定し、事業が環境に配慮されているかの技術的判断を行う。
 - 具体例 ・環境への影響が住民にとって安全サイドにあるか。
 - ・環境保全対策に裏付けがあるか。
- (5) 審査会は、事業の可否について判断しない。

(別紙1)

滋賀県環境影響評価審査会公開要領

第1 審査会の公開

配慮書、方法書または準備書についての審査会は、原則として公開する。なお、公開の可否については、審査会会長の判断によるものとする。ただし、公開すべきでない環境情報を扱うときはこの限りでない。

第2 公開審査会の傍聴

- (1) 傍聴を認める定員をあらかじめ定め、傍聴を希望する者が定員を超えたときは、先着順により傍聴を認める。
- (2) 審査会が円滑に運営されるよう、あらかじめ傍聴に係る遵守事項を定め、傍聴を認めた者に周知する。この場合、審査会の運営に支障があると判断される場合には、傍聴人に入場の制限その他必要な措置を取ることができるものとする。

第3 審査会結果の公表

- (1) 公開した審査会の結果については、開催後、30日以内に議事録を作成し、県民情報室に添え付け、閲覧に供する。
- (2) 非公開とした審査会の結果については、会議の開催状況を公表する。公表の方法は(1)に準ずる。

(別紙2)

傍 聴 要 領

滋賀県環境影響評価審査会

滋賀県環境影響評価審査会の会議を傍聴される方は、次の事項を遵守してください。

1 傍聴する場合の手続

- (1) 滋賀県環境影響評価審査会の会議の傍聴を希望される方は、会議の開催予定時刻までに、会場受付で住所および氏名を記入して会長の許可を受けてください。
- (2) 傍聴希望者が定員を超えた時点で、受付を締め切ります。
- (3) 傍聴の許可を受けた方は、係員の指示に従って、所定の席に着席してください。

2 傍聴する際の遵守事項

会議の傍聴に際しては、次の事項を遵守してください。

- (1) 会議の開催中は、静かに傍聴すること。拍手その他の方法により賛成、反対等の意向を表明しないこと。
- (2) 飲食、喫煙等をしないこと
- (3) 会長が認めた場合以外は、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。
- (4) その他会場の秩序を乱したり、会議の支障となる行為をしないこと。
- (5) 非公開となる議題の前に指示があったときは、速やかに会場外へ退席すること。

3 会議の秩序の維持

- (1) 2の事項を遵守するほか、会場内では、係員の指示に従ってください。
- (2) 遵守事項に違反した場合には、注意を促します。なお、注意に従わないときは、退席していただくことがあります。

4 その他

- (1) 受付時にお渡しした、環境影響評価に係る図書は、終了時に事務局（受付）あて返却してください。
- (2) 環境影響評価に係る図書については、1団体に1セット（冊）です。
- (3) 不明な点があれば、係員にお問い合わせください。



「しがCO₂ネットゼロ”ムーブメント」

キックオフ宣言

近年、気温の上昇、大雨の頻度の増加など、気候変動およびその影響が全国各地で現れている。昨年は、台風15号や19号など異常気象が相次ぎ、河川氾濫や大規模停電によって住民の生命や財産、そして自然生態系に多大な被害が発生した一年であった。

また、本県では、琵琶湖北湖の一部で全層循環が確認できないという観測史上初めての事態が生じるなど、農林水産業や自然生態系など様々な分野において気候変動の影響と考えられる現象が既に現れてきている。

今後、地球温暖化の進行に伴い、猛暑や豪雨のリスクは更に高まることが予測されており、世界は、気候変動という緊急の脅威に直面している。この脅威に対する世界全体での対応を定めた「パリ協定」の目標である世界の平均気温上昇を1.5℃に抑えるためには、世界の人為的なCO₂の排出量を2050年前後に実質ゼロにする必要がある。

本県は、琵琶湖や周囲の山々など豊かな自然環境に恵まれるとともに、グローバルなサプライチェーンの一翼を担う製造業の集積も進んでいる。また、「石けん運動」などの県民運動が展開されてきた歴史を持ち、全国に先駆けてSDGsを県政に取り込むことを宣言した、SDGs未来都市である。

このような本県だからこそ、環境と経済・社会活動をつなぐ健全な循環が実現する社会の構築に向け、今、将来世代のためにも行動を起こさなくてはならないと考える。

よって、本県は、2050年にCO₂排出量を実質ゼロにすることを目指して、県民や事業者等多様な主体と連携して取り組んでいくことをここに宣言する。

令和2年(2020年)1月6日

滋賀県知事

湖天造